

在外公館の会計経理が不当

1 件 不当金額(支出) 4億3013万円

1 在外公館の会計経理の概要

外務省は、在外公館の会計機関を官職で指定しており、原則として、館長が歳入徴収官等、館長の代理となる者を出納官吏（収入官吏及び資金前渡官吏）等としている。

2 検査の結果

在スイス日本国大使館において、次のとおり、適正又は適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 平成17年度から22年度までの間の前渡資金の支払に当たり、毎年度、庁費等の科目について、一時的に支払額が科目残高を超えていた。そして、前年度に支払ったものを現年度の予算から支払ったこととしていたり、前年度の予算で支払うべきものを現年度の予算から支払っていたり、また、翌年度の予算から支払うべきものを現年度の予算から支払っていた。このように、歳出の会計年度所属区分が適正を欠いている事態が17年度から22年度までの間に計198件、29,232,351円あった。

イ 17年10月から22年9月までの間の領事手数料の徴収決定に当たり、歳入徴収官又は歳入徴収官の代行機関（収入官吏）が自ら行うべき徴収の意思決定が当該者により行われておらず、16年10月から22年9月まで会計担当者であったAが徴収決議書の決裁欄に館長の印鑑を独断で押印していたものが計1,134件、48,329,530円あった。

ウ 21年1月から同年6月まで資金前渡官吏を任ぜられていた者の在任期間中の支払決議書及び振替指示書の作成に当たり、資金前渡官吏が自ら行うべき支払の決定及び振替指示書への署名が当該者により行われておらず、同期間において、Aが署名していたものが計310件、165,118,485円あった。

また、債権者に対する支払に当たって、支払決議書の決裁日より前に債権者の銀行口座に入金し、支払っているものが、17年度から22年度までの間で、証拠書類等に基づき本院が特定できた範囲で計195件、224,167,705円あった。

エ 17年度から22年度までの間に、前渡資金による支払の決定をして、前渡資金の帳簿に登録しているのに、前渡資金口座から支払うことなく報償費口座から支払ったり、報償費口座から支払うものを前渡資金口座から支払ったりなどしており、帳簿への登記と実際の出納保管が相違していたものが計130件、9,793,782円あった。そして、この事態を解消するなどのために口座間で資金が移動していた。

オ 前渡資金口座の取引明細書と帳簿の記載が一致していないなど、出納官吏による予算執行状況等の確認や指定された検査員が行う帳簿金庫検査等が適切に行われたとは認められない状況となっていた。また、上記ウ及び出納官吏による予算執行状況等の確認が適切に行われていない事態については、外務本省が19年12月に実施した査察において同様な趣旨の指摘が行われており、同大使館は適切に改善したとする報告を外務本省に行いながら実際には改善していなかった。

以上のように、本来属すべき会計年度と異なる会計年度から支払を行ったり、歳入徴収官等が自ら行うべき事務が当該者により行われていなかったりなどしている事態は適正又は適切とは認められず、17年度から22年度までの徴収決定件数計1,134件、収納済歳入額48,329,530円、支払決定件数計689件、前渡資金支払済額381,809,760円（ア、ウ及びエの各事態の間には重複しているものがあるため、それぞれの事態を合計した件数、金額とは一致しない。）、合計1,823件、430,139,290円が不当と認められる。